

台東区建築計画の早期周知に関する指導要綱

台東区では、学校等の施設に近接する大規模建築物の建築に際し、建築計画を早期に公表し、建築主と地域関係者が十分話し合う時間を確保することにより、良好な教育環境及び健全な生活環境の維持・向上に資することを目的に、「東京都台東区建築計画の早期周知に関する指導要綱」を定めています。

要綱の概要

大規模建築物のうち対象となる建築物を計画の場合は、「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の標識設置日より60日早くお知らせ標識を掲示し、地域関係者を対象とする説明会の開催が必要になります。

大規模建築物とは

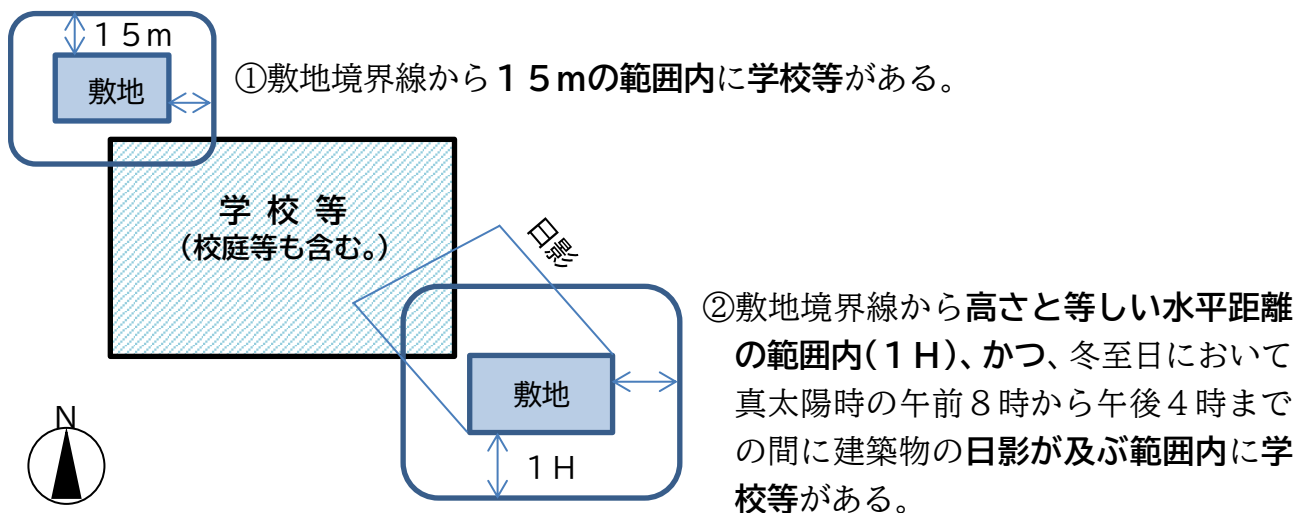
- 新築、改築又は増築に関して、法律並びにこれに基づく命令及び東京都の条例の規定により東京都知事の許可を必要とする建築物
- 延べ面積が1万平方メートルを超えるもの

地域関係者とは

- 学校等関係者：学校等の管理者、学校等に在籍する乳児・幼児・児童又は生徒の保護者
- 隣接関係住民：大規模建築物の敷地境界線からその高さと同じ水平距離（1H）の範囲内にある土地・建物所有者、居住者、使用者

対象となる建築物

建築物の高さ※が15mを超え、かつ次のいずれかに該当する計画が対象となります。

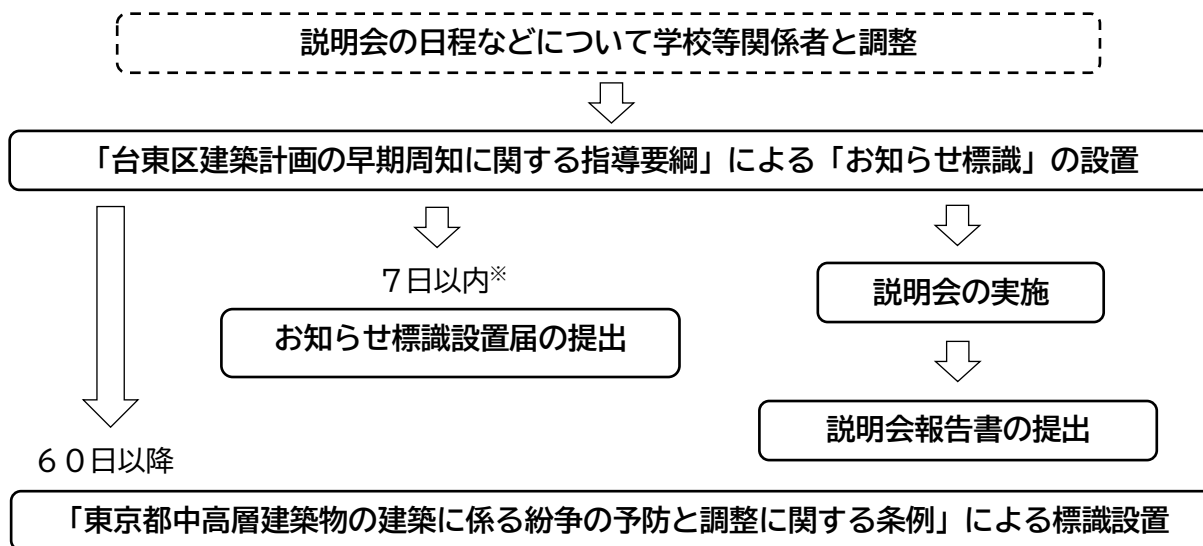


※高さとは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する高さです。

※学校等とは、幼稚園、小学校、中学校、認可保育所、認定こども園（公立・私立）です。

認可外保育所は対象外です。

手続きの流れ



※7日以内とは、設置日及び土・日・祝日を含みます。

7日目が閉庁日となる場合、翌開庁日でも可能です。

要綱に基づく手続き

(1) お知らせ標識の設置

「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の標識設置日の**60日前**までに「お知らせ標識」【第1号様式】を設置してください。

(2) お知らせ標識設置届の提出

お知らせ標識設置日から起算して**7日以内**に「お知らせ標識設置届」【第2号様式】を2部提出してください。

(3) 説明会の実施

お知らせ標識を設置した後、**地域関係者**を対象に**説明会**※を速やかに開催してください。

※説明会で配布する資料は、計画概要・案内図・配置図・平面図・立面図・日影図や教育環境に配慮する事項を記載した図面及び資料としてください。

※お知らせ標識設置前に、あらかじめ学校等関係者と説明会の日程を打合せてください。

※説明会開催日の5日前までに、開催日時及び開催場所の掲示及びチラシの配布を行なってください。

※説明会には、建築主（法人の場合は、その代表者又は当該建築について責任を有する従業者）は、必ず出席してください。

(4) 説明会報告書の提出

説明会が終わり次第、お知らせ標識設置後**60日以内**に「説明会報告書」【第3号様式】を2部提出してください。

要綱本文、様式は台東区のホームページからダウンロードできます。

(台東区トップページ⇒まちづくり 住宅・環境⇒住まい・建築・区施設整備⇒住まい⇒建築紛争⇒学校等の施設に近接する建築計画の早期周知)

台東区 都市づくり部 住宅課 建築調整担当

〒110-8615 東京都台東区東上野4-5-6

Tel. 03-5246-1217 (平日: 8:30~17:00) Mail jyutaku-chousei.tym@city.taito.tokyo.jp